

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	体育館の使用の許可の取消し等 堺市立大浜体育館、堺市立鴨谷体育館（鴨谷野球場）、堺市立初芝体育館（初芝野球場・初芝テニスコート）、堺市立美原体育館
根拠条例等・条項	堺市体育館条例 第6条
所 管 課	文化観光局 スポーツ 部 スポーツ施設課 (指定管理者)
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない (根拠条文) ○使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくはその使用を停止し、又は退去を命ずることができる。 (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。 (2) 体育館条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) 使用の許可条件に違反したとき。 (処分基準) 根拠条文及び堺市立体育館条例施行規則第5条に基づく ○次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があり、市長において不適當であると認めるとき。 (堺市立体育館条例第4条第2項) ○市長は、条例第4条第2項第1号及び第2号に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。 (1) 専らスポーツ又はレクリエーション活動以外の目的のために使用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。 (堺市立体育館条例施行規則第5条)

聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	ただし、行政手続条例第 13 条第 2 項第 1 号に規定する 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項 に規定する意見陳述のための手続を執ることができない とき」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴 聞又は弁明の手続 の適用が除外され る場合の根拠例規 及び条項	